

「第2期 長岡市子ども・子育て支援事業計画」の一部変更について

1 概要

令和2年3月に策定した「第2期 長岡市子ども・子育て支援事業計画」について、本市における事業実施の実態に合わせて、計画の一部を変更する必要が生じたものです。

2 変更内容

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 の最後(計画 P.142)に、次の記載を追加します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(認定こども園特別支援教育・保育経費)

特別な支援が必要な子どものうち、私学助成など他の制度による支援の対象とならない子どもを受け入れ、そのための職員を配置している私立認定こども園に対して、職員の配置に必要な費用の一部を補助します。

この記載は、国や県から「子ども・子育て支援交付金」の交付を受けるために、これまで国の事業としては行っていなかった事業を、新たに市の計画に位置付けるものです。

特別な支援が必要な子どもを受け入れるために必要な職員配置に対する補助は、市としては「障害児保育・教育事業」として以前から行っています。(計画 P.57)

令和5年度以降、私学助成など他の制度による支援の対象とならない子どもを受け入れる予定のある施設があることから、国の事業を市の計画に基づく事業として行うことで、市として国や県からの財政支援を受けられるようになるものです。